

令和2年度 行政運営評価表(令和元年度決算評価)

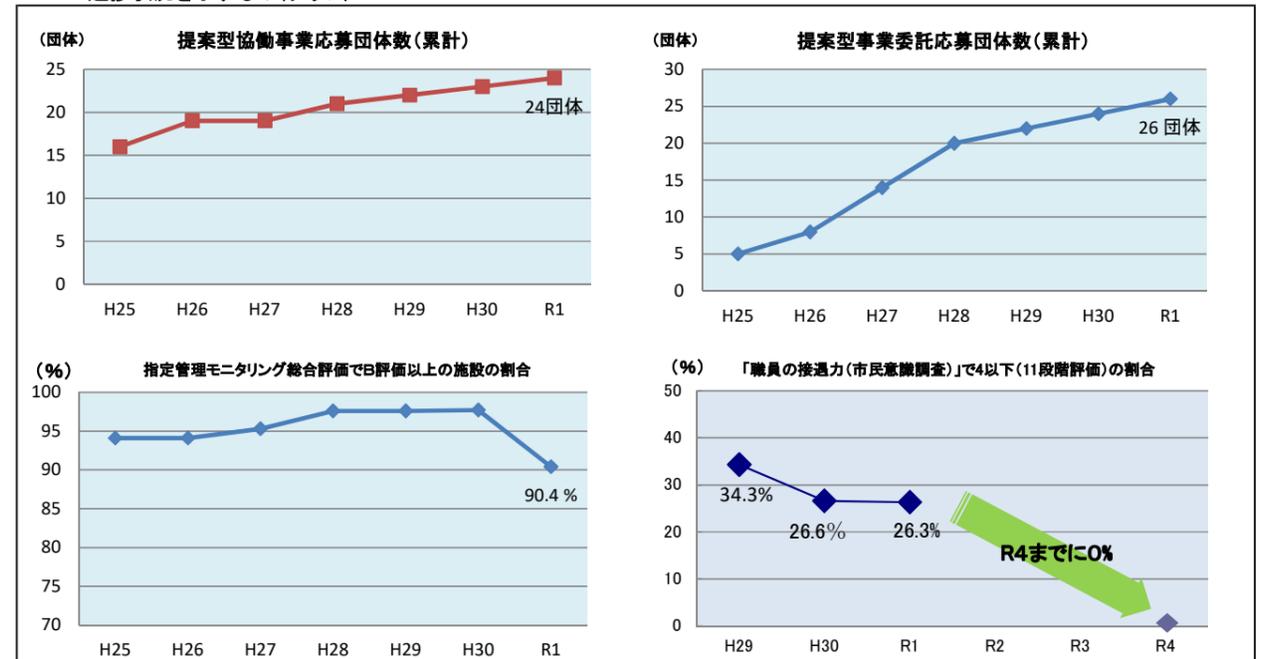
1 基本情報

項目名	1	ともにまちづくりを進めるために
取組の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ■まちづくり情報の共有化と参画の促進 ■自治に向けた視点の醸成

2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値								進捗率 (R1)
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2~R4	
A 提案型協働事業の応募団体数(累計)	↑	32	団体	16	19	19	21	22	23	24		75.0%
B 提案型事業委託の応募団体数(累計)	↑	47	団体	5	8	14	20	22	24	26		55.3%
C 指定管理モニタリング総合評価でB評価以上の施設の割合	↑	100	%	94.1	94.1	95.3	97.6	97.6	97.7	90.4		90.4%
D 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合	↓	0	%	-	-	-	-	34.3	26.6	26.3		-
E												
F												
G												
H												

2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

取組の方向性	■まちづくり情報の共有化と参画の促進	担当当局	総合政策局
<p>【協働の取組の推進による事業等の効果的な実施】 (目的)市民提案型制度の運用を通じ、市民等の市政への参画の推進と政策提案機会の拡大を図り、協働の取組を推進する。 (成果)①提案型協働事業制度は、1件の新規提案があり、協議は成立しなかったが、これを機会として協働関係を継続している。提案型事業委託制度は、2件の新規提案のうち1件が採択となった。また、両制度を一本化するとともに提案支援の強化等の改善を施した「市民提案制度」を構築した。(目標指標A・B) ②官民の対等な関係や相互理解、適切な役割及び責任の分担を契約行為によって明らかにし、互いに協働しやすく、協働の相乗効果が発揮されやすくなるための環境整備の手法として、協働契約を構築した。 ③包括連携協定の締結に当たり、市の窓口を一本化し全庁横断的にコーディネートすることで、円滑な連携及び協働の取組の推進を図った。 (課題)①制度が一層活用されるには、効果的な周知及び運用とともに、地域社会の課題や事業構築等の手法等の学びの機会の提供など、公益的な活動に興味・関心のある方々を具体的な提案につなげるための取組が必要である。 ②協働契約についての周知等を行い、積極的に活用されるよう取り組むとともに、事例を積み重ねる中で、検証を行っていく必要がある。</p> <p>【指定管理者制度】 (目的)公の施設の管理について、民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上とより効果的・効率的な運営を図る。(目標指標C) (成果)④官民協働の視点を踏まえた制度運用の推進に向けて、市と指定管理者との相互理解や目的の共有を図るため、モニタリング評価において、指定管理者側からの評価を評価表に反映させるなどの見直しを行うとともに、設置目的や特性に応じて施設を分類し、それに適した評価基準を設定した。 ⑤災害時等における市と指定管理者との役割や費用負担等について、具体的な対応方針が示された特約の検討に着手した。 ⑥指定管理者の責めに帰す理由で指定処分の取消を行った際に、新たに生じる費用負担への対策や指定管理者による改善措置の猶予を与えるため、違約金の徴収や選定への参加制限について設定した。 (課題)④市と指定管理者が円滑にコミュニケーションを取り、パートナーシップを構築するため、市内部の意識改革を図っていく必要がある。 ⑤各施設ごとに事務的なマニュアルを作成しているものの、昨今の災害等の教訓から、市と指定管理者の役割や費用負担等についてより明確にした取り決めが必要である。 ⑤自然災害に限らず、感染症の拡大防止等により施設の休館等を余儀なくされた場合の費用負担の考え方についても整理が必要である。</p> <p>【市民意見聴取プロセス】 (目的)本市の施策の立案過程において市民等の市政への参加機会を拡大させるとともに、行政としての説明責任を果たすことにより、透明で開かれた市政運営を目指す。 (成果)⑦市民へ示す情報に意見募集のポイント等を追加するなど、公表様式の改訂を実施した。 ⑧研修等を通じて、庁内における制度運用の理解を深めるとともに、改訂部分も含めて制度に対する所管課からの各種相談に対応した。 (課題)⑧所管課からの相談は、実務的な相談は多く寄せられたが、施策に応じた戦略的な市民説明の手法などの相談はあまりなかったため、施策の立案段階における市民説明や意見聴取の必要性について、庁内における意識をさらに向上させる必要がある。</p>			
取組の方向性	■自治に向けた視点の醸成	担当当局	総合政策局
<p>【コーディネーター的な役割を担う職員の育成】 (目的)担当業務以外にも市全体の取組を知るよう努め、適宜庁内外につなぐ意識を持ち、広い視野と視点から市民活動を支援する。(目標指標D) (成果)⑨主に地域担当職員を対象とし、事例や課題等を話し合うグループ学習(地域担当職員研修)を毎月開催するとともに、合意形成のためのスキルを学ぶファシリテーション研修を実施したほか、地域担当職員が1年間地域とともに行動した中での気づきを市政課題研修として庁内に発信し、自治のまちづくりを進めるための視点を庁内で共有した。(受講者66名) ⑩地域で活動している人や団体と出会う「市民活動図鑑」を3年目職員必修研修兼市政課題研修(参加:18団体、3年目職員131名、その他職員延べ5名)として開催した。 (課題)⑨日常業務もある中で、事前準備を含めて、集合研修として実施するための時間確保が難しい面がある。また、研修で得た知識等については、参加者を通じて所属内でより共有を進めるとともに、地域担当職員の職務について、庁内へさらに発信する必要がある。</p>			

4 評価結果(今後の取組方針)

<p>【協働の取組の推進による事業等の効果的な実施】 ①制度の魅力の積極的なPRや、新型コロナウイルス感染症に対応した提案テーマ設定等の適時性を意識した募集、提案者との丁寧な協議及び調整に努めるなど、効果的な運用を行う。 ①地域社会の課題や事業構築の手法についての学びの機会の提供といった、提案の促進を図るための方策について、検討を行う。 ②協働契約の趣旨及び有用性等について、あらゆる機会を捉えて庁内・庁外への周知を行い、積極的な活用を促す。</p> <p>【指定管理者制度】 ④令和2年度については、モニタリング評価の見直しの施行初年度であることから、各施設の運用の経過や新たに生じた課題を把握するとともに、改訂内容等についての説明会の実施や、施設所管課からの相談に随時対応する。 ④協働の相手方が、市とのパートナーシップの状況をどのように評価しているかを指標化し、着実にパートナーシップの構築を進めていく。(指標はR3記載予定) ⑤各施設における災害時等における具体的な対応方針が示された特約を市と指定管理者の間で締結するなど、互いの役割、対応方法、費用負担を明確に示していく。 ⑤感染症の拡大防止等により、施設の休館や事業を中止した場合における指定管理料の精算や損失補填の考え方について、市と指定管理者とのパートナーシップを念頭に整理を行う。</p> <p>【市民意見聴取プロセス】 ⑧制度をさらに活用するため、本市のワークショップなどによる取組や他都市の事例を検証するとともに、共有する。 ⑧効果的に市民からの意見を聴取するため、一方的な説明とならないような手法の推進に取り組むとともに、さらなる活性化のために取組の検討を行う。</p> <p>【コーディネーター的な役割を担う職員の育成】 ⑨⑩引き続き、新規採用職員研修や3年目職員研修をはじめとした階層別研修等において、地域振興の取組の趣旨やコミュニティの歴史などについて理解が深まるよう内容を工夫するほか、多様な人と出会い、対話し、共に考え行動する職員を増やしていけるよう地域活動を知る研修を実施するとともに、そこの取組を全庁的に共有していく。 ⑨⑩地域担当職員の研修については、新型コロナウイルス感染症対策として開始したWeb会議の推進や動画配信の活用も行いつつ、効果的な実施に努める。</p>

令和2年度 行政運営評価表(令和元年度決算評価)

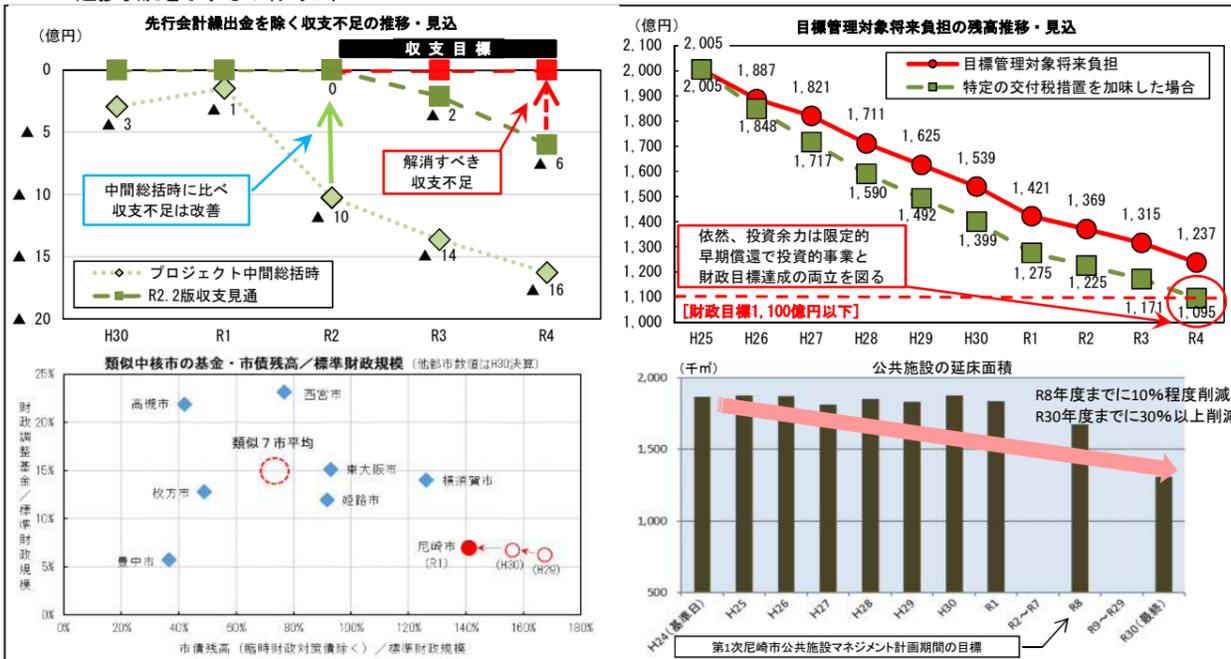
1 基本情報

項目名	2	市民生活を支え続けるために
取組の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ■持続可能な行財政基盤の確立 ■公共施設マネジメントの着実な推進

2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値								進捗率 (R1)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2~R4	
A 当初予算における収支不足額(先行会計繰出金を除く)	→	0 億円	15 (H26当初)	29 (H27当初)	29 (H28当初)	0 (H29当初)	0 (H30当初)	0 (R1当初)	0 (R2当初)		100%
B 個人市民税収入率	↑	95.0 %	88.9	89.9	91.0	92.0	92.7	93.5	94.4		99.3%
C 市税収入未済額	↓	30 億円	59	51	45	39	34	28	25		100%
D 財政調整基金の残高(交付税清算対応分を除く)	↑	100 億円	37	39	40	63	62	68	70		69.5%
E 交付税措置を加味した目標管理対象将来負担	↓	1,100 億円	2,005	1,848	1,717	1,590	1,492	1,399	1,275 (R2時点)		86.3%
F 公共施設の床面積の削減(累積)	↓	△193 (R8末) 千㎡	10	3	△54	△16	△34	8	△30		15.5%
G 電気料金抑制実施施設の割合(高圧区分)	↑	100 %	-	-	62.5	75.8	93.8	99.2	100		100%
H											

2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

取組の方向性	■持続可能な行財政基盤の確立	担当当局	資産統括局
<p>【財政規律・財政目標の進行管理】 (目的)本市の行財政改革計画である、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの中間総括(以下「中間総括」という。)において掲げた財政規律と財政目標の適切な進行管理を図る中で、最終目標である持続可能な行財政基盤の確立を目指す。 (成果)①収支面では、令和2年度当初予算で、3.3億円の構造改善効果額(平成30年度から令和2年度までで累計13.7億円)を計上し、4年連続で「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を確保した。(目標指標A)また、市税徴収体制を強化するとともに、進捗管理の徹底を図ったことなどにより、個人市民税収入率が上昇し、市税収入未済額が縮減したことが収支改善に寄与している。(目標指標B・C) ②基金については、次の通り取組を進めた。 ・財政調整基金は収支剰余を積み立てたことなどにより、67.7億円から69.5億円へ残高が増加した。(目標指標D) ・減債基金(通常分)は東警察署跡地の土地売却収入などで46.9億円を積み立てた一方、退職手当債及び行政改革推進債等の借換可能額を全て早期償還するため23.6億円を取り崩すなど、計画的・戦略的な活用を行った結果、残高は50.4億円から73.8億円へ増加した。 ③プライマリーバランス黒字の維持とともに、41.6億円の退職手当債等の早期償還を行うことで、将来負担の抑制を図った。(目標指標E) (課題)①高い水準で推移する公債費(過去に財源対策として発行した市債の償還を含む。)や扶助費等に加え、高齢化に伴う社会保障関係費の増、中学校給食開始に係るランニングコストの増等により、令和4年度には6億円の収支不足が見込まれることへの対応が必要である。 ②③景気減速が懸念される中においても、実質的な収支均衡を維持しつつ、市民の安全・安心や公共施設マネジメント等の政策的に必要な投資的事業の実施と、将来負担抑制の両立を引き続き図る必要がある。 ④令和4年度末でプロジェクトが計画期間の終了を迎えることから、令和5年度以降の取組について検討を進める必要がある。</p>			
取組の方向性	■公共施設マネジメントの着実な推進	担当当局	資産統括局
<p>平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。 【方針1: 圧縮と再編】 (目的)施設の圧縮と再編を図り、「量の最適化」を目指す。(数値目標:公共施設保有量をH26~R30年度で30%以上削減) (成果)⑤市民・利用者の公共施設マネジメントの取組の必要性・意義について理解を深めるためシンポジウムを開催した(参加者数:120人)。「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」に係る「今後の具体的な取組」を令和元年7月に成案化し、タウンミーティング形式による説明会を13回開催(参加者数:340人)するなど取組を推進し、令和2年度に関係予算の計上を行った。(目標指標F) <参考 令和元年度の主な公共施設の増減> 【減少】 旧若草中、旧若葉小、西昆陽住宅(集約建替)、宮ノ北住宅(集約建替)、旧大庄支所、旧中央公民館 【増加】 園田南小(増築)、園田北児童ホーム (課題)⑤公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるようこれまで以上に努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう施設の集約化や統廃合などの取組を丁寧に進めていく必要がある。また、市民・利用者との協議状況や入札不調などにより、スケジュールどおり取組が進まない場合がある。 【方針2: 予防保全による長寿命化】 (目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。 (成果)⑥計画的な保全の実施を図るため、「第1次保全計画」に基づき現状の劣化状況を把握するための詳細調査を実施し、令和2年度に関係予算の計上を行った。また、施設情報の一元化を行うための「保全システム」の運用開始や、施設管理者が適切な維持管理を行うための「公共施設保全マニュアル」の作成などの技術的支援を行った。 (課題)⑥施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。 【方針3: 効率的・効果的な運営】 (目的)施設運営にかかるコスト削減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。 (成果)⑦電力調達の自由化を踏まえた高圧区分施設の入札による電気調達の取組を完了させるとともに、低圧区分についても、入札の取組を行った。(目標指標G) <参考 低圧区分の電気料金抑制の取組実績> 市長部局分:268施設の入札を実施(効果額△16,900千円) ⑧公共施設予約システムについては、施設整備に対応した改修を行った。 (課題)⑦都市ガスの自由化を踏まえた取組など、さらなる効率的・効果的な施設の運営に向けた対応を今後行う必要がある。 ⑧公共施設の利用促進を目指し、利便性向上に資する取組を進めてきたが、施設の稼働率向上の観点から、引き続き取組を推進する必要がある。</p>			

4 評価結果(今後の取組方針)

<p>■持続可能な行財政基盤の確立 【財政規律・財政目標の進行管理】 あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの最終目標である「持続可能な行財政基盤の確立」に向け、中間総括に示す「財政規律」を踏まえた財政運営・予算編成を行うため、以下の取組を推進する。 ①今後も社会保障関係費の増加が見込まれることに加え、新型コロナウイルスの影響による市税収入等の減少が見込まれることから、さらなる構造改善を進め、令和3年度当初予算における公共用地先行取得事業費会計繰出金を除いた実質的な収支均衡の確保を目指す。 ・新型コロナウイルスによる景気影響等を注視しながら、市民ニーズに対応した補助、単独事業について、予備費の活用等も含め、迅速かつ適切な予算措置を行う。また、税収の減により、収支不足が拡大する可能性があることを勘案し、ハード・ソフト両事業において、収支改善につながる調整を行うことを検討する。 ・令和元年度に変更した市税徴収体制の効果検証を行うとともに、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減に向けた取組を検討する。 ②基金については、中間総括での整理等を踏まえ、次の通り取組を進める。 ・財政調整基金は収支剰余金を積み立てる一方、新型コロナウイルス感染症対策に伴い見込まれる経費の財源として活用する。 ・減債基金及び公共施設整備保全基金は今後も継続的に公共施設マネジメントの取組の財源として取崩を行っていく予定であることから、今後の活用財源として、令和2年度に見込まれる土地売却収入の確保に努める。 ③令和4年度の将来負担の財政目標を見据え、引き続き投資余力が限定的な状況である中、市債の早期償還の実施を検討する。 <当初予算編成にあたって注視すべき動向> 上記の財政目標・財政規律の適正な進行管理とともに、下記の動向等に注視する。 ・新型コロナウイルス感染症による景気影響等に伴う本市への影響 ・国の経済対策補正予算、令和3年度向け地方財政対策 ・緊急防災・減災事業債の制度延長の有無 ④令和5年度以降の収支見通しを策定し、プロジェクト期間終了後の財政規律・財政目標の検討を進める。</p>
<p>■公共施設マネジメントの着実な推進 【方針1: 圧縮と再編】 ⑤新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を優先する中で、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」における見直し対象施設に係る施設規模、場所、スケジュールなどを示す「今後の具体的な取組」の具体化を図るため、施設の安全性や事業運営への影響を勘案しながら、スケジュールの見直しなどを含めて、進め方を検討する。 【方針2: 予防保全による長寿命化】 ⑥「尼崎市公共施設マネジメント計画(方針2:予防保全による長寿命化の取組)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、長寿命化改修による予防保全への転換に重点を置いて取組を進める。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する取組スケジュールの見直しなどを検討するため、第1次保全計画対象施設の詳細調査についても、計画全体の状況にあわせて、実施時期を調整していく。 【方針3: 効率的・効果的な運営】 ⑦電力調達の自由化を踏まえた高圧・低圧区分に係る取組を継続するとともに、都市ガスの自由化の動向を踏まえた検討を進めるなど、施設の効率的・効果的な運営の更なる推進に向けた検討を進める。また、施設照明のLED化については、方針1・2の取組のなかで、順次進めていく。 ⑧各施設管理者等を通じた市民ニーズの把握や、これまでの取組の検証を行い、効率的な施設利用に向けて検討を進めていく。</p>

令和2年度 行政運営評価表(令和元年度決算評価)

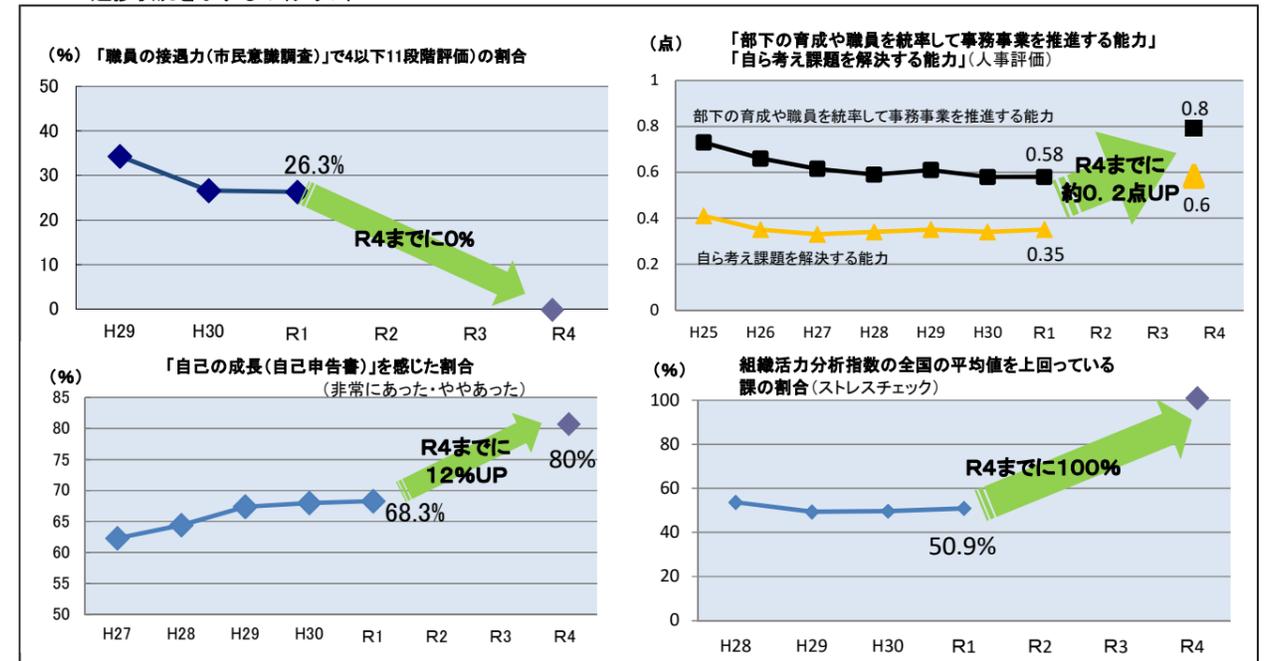
1 基本情報

項目名	行政運営の実効力を高めていくために
取組の方向性	3 ■ 職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備

2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値								進捗率 (R1)	
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2~R4		
A 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合	↓	0 %	-	-	-	-	34.3	26.6	26.3			-
B 「自己の成長(自己申告書)」が「非常にあった」「ややあった」の割合	↑	80.0 %	-	-	62.3	64.4	67.4	68.0	68.3			85.4%
C 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)	↑	0.8 点	0.73	0.66	0.62	0.59	0.61	0.58	0.58			72.5%
D 自ら考え課題を解決する能力(人事評価)	↑	0.6 点	0.41	0.35	0.33	0.34	0.35	0.34	0.35			58.3%
E 人事評価のフィードバック面談に対する満足度	↑	100 %	-	-	-	72.4	88.9	81.0	88.9			88.9%
F 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合	↓	0 %	-	-	12.5	12.6	12.3	13.5	12.8			-
G 組織活力分析指数(ストレスチェックに基づく組織の活性化を図る指数)	↑	50.0 ポイント	-	-	-	50.4	50.2	50.2	50.3			100%
H 組織活力分析指数の全国の平均値を上回っている課の割合	↑	100 %	-	-	-	54.3	49.4	49.7	50.9			50.9%

2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

取組の方向性	■ 職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備	主担当局	総務局
<p>【職員の資質向上】 (目的)公権力の行使に係る業務や市民とともに学び、考え、互いに力を出し合いながら課題解決に向けた政策立案に取り組む業務など、高度な専門性を有する業務に対して果敢に取り組んでいけるよう、人事評価制度の効果的な運用、各種研修の充実を図る。 (成果)①(ア)人材育成基本方針「はたらきガイド」で示す人事評価項目である「職員に求める能力」と「望ましい行動事例」が職員に浸透し活用されるよう、所属長研修と新規採用職員研修にて周知を図った。(イ)人材育成面談や日々の業務での「望ましい行動事例」等の活用方法について、評価者研修(部長級)で共有し面談やマネジメントの質の向上に取り組んだ。この結果、指標E(面談満足度)の向上につながった。 ②協力・連携・協働に必要なコミュニケーション能力、政策力の向上をはじめとした階層別研修を実施するとともに、市民まつり企画参加型研修を実施するなど、自発的な取組の活性化を図った。(ア)階層別必修研修21種、(イ)自治体法務検定の団体受験、(ウ)法務ゼミ(6回)や職員育成ゼミ(9回)、(エ)自主研修グループ12団体、(オ)市政課題研修37種、(カ)研修派遣7団体[総務省、文部科学省など](目標指標A・B・C・D・E) (課題)①指標E(面談満足度)は向上しているが、アンケートでは「義務的に感じた」「説明が不十分」といった声も依然として見受けられる。 ②職員が主体的な成長に努めるとともに、自己啓発を奨励する風土の醸成が必要である中、ゼミ形式の研修や市民まつり企画参加型研修の取組について「地方公務員月報」で掲載されるなど外部からの評価を得たものの、庁内での周知が不十分であった。</p> <p>【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】 (目的)職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組む、家庭でも自己啓発・育児・介護等に取り組めるよう、WLBを推進する。 (成果)③職員のWLBの実現等を図るための特定事業主行動計画(第3期計画が令和元年度末で満了)について、これまでの取組の成果や新たな国の動向等も踏まえる中で、第4期計画を策定し、施策体系の再構築や数値目標の見直し等を行った。 ④国や民間企業で超過勤務の上限規制が導入される中、本市も導入に向けた協議・検討を進め、令和2年度から運用を始めることとした。 ⑤男性の育児に関する情報発信を様々な行い、男性職員育児休業取得者数が増加(市長事務部局…H30:5人→R1:6人)し、また、男性版産休(出産補助休暇・男性職員の育児のための休暇)取得率が向上(市長事務部局…H30:53.7%→R1:72.1%)した。 ⑥1日の業務予定の共有等を行う朝会に関するアンケートを行い、実施状況や効果について検証を行った。(目標指標F) (課題)③④第4期計画の趣旨や目標等について職員への周知徹底を図り、長時間勤務の是正など職員一人ひとりが働き方を見直し、WLBの実現等に向けた更なる取組を推進していく必要がある。 ⑤目標値(市長事務部局…同取得者数:8人、同取得率:100%)には至っておらず、男性の育児を後押しする取組が引き続き必要である。 ⑥アンケートの結果、お互いの事情や業務の進捗状況の共有に役立つといった意見が多かった一方、未実施の部署も見受けられた。</p> <p>【持続可能な執行体制の構築】 (目的)住民ニーズの拡大と多様化に対応するために、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、効率的かつ質の高い行政サービスを提供できる持続可能な執行体制を構築する。 (成果)⑦令和2年度に向けては、令和2年10月に開館予定の歴史博物館の設置に向けた体制整備や、充実した子ども・子育て支援を行っていくことができるよう子ども青少年局の執行体制の整備を行った。また、令和2年度向け組織改正に伴う職員定数については、組織の新設などにより2人の増員を行いつつ、組織の見直しなどにより5人の減員を行い、職員定数の増加の抑制を図った。 ⑧アウトソーシング導入など今後の見直しの方向性を決定した93業務中、令和2年度に見直す6業務を含め21業務(一部実施を含む)の見直しを実施した。(目標指標G・H) ⑨令和2年12月末までにオープン系システム(介護・税務)の導入を完了させるべく作業を進め、連動する「クラウド化と共通基盤導入の方向性」についても最終決定した。また『尼崎市官民データ活用推進計画』の推進の一環として庁内事務の効率化策であるRPAの導入により4事務を中心に1,371時間/年の効率化を図った。加えて隔地間で会議を開催できるWeb会議システムを導入し庁内での利用も浸透しつつある。(課題)⑦持続可能性に配慮しながら組織の簡素化をさらに進めるとともに、組織機能を十分に発揮できるよう、職員の能力開発にも留意しつつ、職員定数の増加の抑制を図っていく必要がある。 ⑧オープン系システムの導入の完了に向け適切な進捗管理が必要である。また同計画に基づき確かなICT化を推進する必要がある。 ⑩国や他の自治体の公文書管理を取り巻く情勢を踏まえ、本市においても歴史的に重要な公文書も含め、公文書管理制度のあり方について検討を始める必要がある。併せて職員の文書作成能力の向上等についても取組を進める必要がある。</p>			

4 評価結果(今後の取組方針)

<p>【職員の資質向上】 ①⑥コンピテンシーの浸透度も確認できるよう職員アンケートの内容を拡充する。そして評価者研修において、面談や日々のマネジメントの質の向上につながるようアンケートで把握した事例を共有する。また、面談や朝会が未実施などの事例に対して、個別にサポートする体制も充実させる。 ②(ア)(イ)若手職員を対象に自らの法務能力を確認する機会を設けるとともに、令和3年度からの法務能力向上研修を企画するなど、自己成長できる仕組みを構築する。(ウ)(エ)若手職員の企画参加型研修として、職員として身につけておくべき知識などを全庁的に共有するためのツールとして、「(仮称)尼崎検定」を作成するとともに、ゼミ形式の研修参加者の増や自主研修グループの活性化を図るため、活動の様子などを掲載した「(仮称)人材育成通信」を発行する。 ⑩公文書管理等が適正になされるよう、職員の文書作成能力の向上及び意識改革について取組を進める。</p> <p>【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】 ③第4期計画の趣旨等の周知徹底、数値目標の進捗確認、更なる取組の推進を図っていく。 ④超過勤務の適正管理・縮減に向けて、超過勤務の発生理由を把握・分析した上で、新たに導入した上限遵守の状況を定期的・継続的に確認し適宜注意喚起を図るとともに、朝会等も有効に活用しながら事前命令を徹底するなど、意識改革を図る中で縮減に向けた更なる取組を推進していく。 ⑤男性版産休7日間の完全取得や、男性版産休と育児休業計1か月以上の取得を推奨するなど取組を進める。</p> <p>【持続可能な執行体制の構築】 ⑦⑧アウトソーシング実施後の検証手法やアウトソーシング実施に向けた導入手法について作成したマニュアルに基づき、個別の業務において取組を進める中で、より詳細な課題の抽出や整理を行う。併せて、見直しの方向性を決定した93業務については、今後の検討に際し、アウトソーシングの導入及び会計年度任用職員の任用範囲拡大のほか、ICT化の利活用の観点もより踏まえて検討を進める。 ⑨オープン系システムは、令和2年10月に新介護・令和3年1月に新税務システムの稼働を予定している。関連するクラウド化と共通基盤の導入については、対象システムの詳細把握と関連ベンダー等との意見交換やRFIによる情報収集を行い、一定の費用対効果の算出等令和5年度の実現に向けて作業を進める。『尼崎市官民データ活用推進計画』に基づくICTの推進として、庁内事務へ更なるRPAの適用を進めると共に、AIなどの導入に取り組んでいく。他自治体とのシステムの共同化や連携による事務の効率化と費用低減を検討する手始めとして、西宮市と財務会計システムの共同化について具体的に進める。 ⑦⑨多様化する専門的課題に対応するため、急速に進展するICTなど、専門的知識を有する職員の採用について検討する。 ⑩庁内検討会議を設置し、重要文書の管理運用に関して文書規程の見直し等を行うほか、歴史的公文書を市民が利用する仕組みの検討を進める。また、有識者を構成員とする「(仮称)公文書管理制度審議会」を設置し、公文書管理制度のあり方について諮問を行うなど、(仮称)公文書管理条例の制定に向けた取組を進める。</p> <p>【ポストコロナを見据えた取組】 「新しい生活様式」を捉え、感染症対策で顕在化した行政運営上の課題を分析し、改善を推進する。 ②研修へWeb会議システムや動画配信の活用を進めるなど、働き方改革に資するよう取り組む。 ③感染拡大防止策として特例的に実施した在宅勤務制度などについて、効果や課題などを検証し、その結果を基に、多様な働き方の実現に資する制度や仕組みの構築について検討していく。 ⑦⑧業務委託のリスク管理手法についての取組を進めるとともに、各業務における正副担当の仕組みを活用すること等により、災害等非常時における在宅勤務等柔軟な勤務体制の実現性を高めるほか、必要な業務の継続のため、事業の中止等により捻出できる人員を把握し、必要な部署へ円滑に配置できる体制を構築する。 ⑨窓口業務の改善として、マイナンバー等を活用したオンライン申請を推進する。</p>
